

ボランティア活動推進校指定事業実施要項

1. 目的

本事業は、社会福祉法人南城市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、市内の保育園、幼稚園、小・中学校を「ボランティア活動推進校」として指定し、一貫した福祉教育で思いやりの心を育み「自分たちで考え行動する力を身につける」ことを目的に実施する。

2. 実施主体

社会福祉法人 南城市社会福祉協議会

3. ボランティア活動推進校

ボランティア活動を積極的に推進する意欲のある市内の保育所、幼稚園、小・中学校（以下「学校」という）であって、本会が指定した学校（以下「指定校」という）とする。

4. 助成期間

助成期間は、1年間（4月1日から翌年3月中旬）とする。

5. 事業内容

指定校は、次のいずれかの事業を実施するものとする。取組みについては、園児、児童、生徒や先生方に止まらず、保護者や近隣住民等へ働きかけ、活動の展開を考え工夫する。

(1) 学校独自のボランティア活動推進事業

- ① 広報・啓発事業
- ② 調査・研究事業
- ③ 体験学習を目的とした実践事業
- ④ その他目的達成のために必要な事業

(2) 本会事業への参加・協力

- ① 福祉教育に関すること
- ② 災害時にスコップや一輪車などの備品貸出協力
- ③ その他目的達成のために必要な事業

6. 助成金額と基本的な取り組み

この助成金の交付額は、以下の2コースを設ける。概ね※1から※2の活動を基本的な取り組みとする。

3万円コース

- ※1 ①あいさつ声かけ運動 ②校内外の清掃美化活動 ③福祉講話・講座等
④異世代間交流（ミニデイサービス等との交流）
⑤地域行事への参加 ⑥募金活動の取り組み

5万円コース

- ※2 ※1に加え、⑦福祉施設等への訪問交流 ⑧収集・回収活動

7. 指定申請の方法

ボランティア活動推進校として本会の指定を希望する学校長は、交付申請書（様式第1号）を本会へ提出するものとする。

8. 指定校の選定

指定校の決定は、本会によりコース毎に指定校を選定し、その旨を各学校長へ通知する。

9. 事業報告

指定校は、事業実施報告（様式第2号）を本会に提出するものとする。

10. 指定校の実施事項

- (1) 助成金の申請及び実施報告に関すること。
- (2) 本会の実施する連絡会議、研修会等へ参加又は担当職員の派遣。
- (3) 児童・生徒（又は、担当教諭）による事業効果のプレゼンテーション（発表会・報告会等）実施。

11. 本会の実施事項

- (1) 指定校への指定書及び助成金の交付に関すること。
- (2) 指定校の学校長又は担当者を対象とした連絡会議を開催する。
- (3) ボランティア活動の受入促進並びにそれらに必要な連絡調整をする。
- (4) 社会福祉に関する体験学習、講演会等を開催する場合に、講師・助言者の紹介又は斡旋をする。
- (5) 指定校のプレゼンテーション（発表会・報告会等）の場の設定。
- (6) 指定校が社会福祉に関する調査活動を行う場合は、関係資料の提供及び情報提供を行う。
- (7) その他必要な事項。

12. 助成事業の変更（辞退）

指定校としてやむを得ない理由により、活動が困難になった場合においては、速やかに本会へ報告を行うものとする。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。